

姫路市自治基本条例検討懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における自治の基本理念や市政運営の原則等を定める姫路市自治基本条例（以下「条例」という。）の規定内容について幅広く意見を求めるための姫路市自治基本条例検討懇話会（以下「懇話会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査検討事項)

第2条 懇話会は、条例に規定すべき項目、内容等について調査し、審議する。

(構成)

第3条 懇話会は、15人以内の委員で組織する。

(委員の指名)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 懇話会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 懇話会は、第2条の調査及び審議の成果について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、市長公室企画政策推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、第8条に規定する報告をしたときにその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。